

## 市民意見の募集結果

小田原市助産施設における助産の実施に関する規則及び小田原市母子生活支援施設における母子保護の実施に関する規則案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市助産施設における助産の実施に関する規則及び小田原市母子生活支援施設における母子保護の実施に関する規則の制定
政策等の案の公表の日	平成30年8月3日（金）
意見提出期間	平成30年8月3日（金）から平成30年9月3日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 対象者に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	前年度までに日本に住民票が無い者、最近、日本に来た外国人など、課税状況が不明な者は対象とならないのか。	D	課税状況がわからない方については、申請時における生活状況を確認した上で、対象とするかしないか判断をしたいと考えます。
2	市町村民税の課税時点では同一世帯だったものの、最近離婚し、前配偶者が課税されている者は対象とならないのか。	D	離婚する前は、配偶者の扶養に入っているケースが想定されるため、申請時における生活状況を確認した上で、対象とするかしないか判断をしたいと考えます。
3	課税世帯ではあるものの、配偶者など家族から経済的な援助が一切受けられない者は対象とならないのか。	D	経済的な援助が一切受けられない家族関係であったとしても、その世帯に課税者がいる場合は、所得があるとみなせるため、対象とはならないと考えます。
4	源泉分離課税や丙欄による源泉徴収がされていても所得税が非課税の場合は対象となるのか。	D	あらゆる所得を合計し、それに累進税率をかけ算出した所得税が申請者の生活（所得）状況に基づいたものであることから、一時的な収入による源泉徴収がされていても、所得税が非課税の場合は対象となると考えます。

(2) 助産の実施に要する費用（徴収額）に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	助産の実施に要する費用（徴収額）を世帯の課税状況で判定するとするならば、助産を決定した日の属する年度という表現はおかしい。	A	出産日が予定日を前後することもあることから、助産の実施をした日の属する年度とします。